(参考4)構造基準・維持管理基準

(1) 構造基準 (廃掃則第4条第1項)

…適用、 …改正前の基準を適用、×…適用されず。

…適用、 …以止削の基準を適用、 x …適用され9。	H9.11.30 以前に		H9.12.1 以後に
構造基準	設置した施設		設置した施設
	H14.11.30 まで	H14.12.1 から	
第7号イ	×		
外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入で			
きる供給装置を設置すること ^{注1}			
第7号口(1)			
燃焼ガスが 800 以上の状態でごみを焼却できる燃焼室を設置する			
こと			
第7号口(2)	×	×	
燃焼ガスが 800 以上の温度を保ちつつ2秒以上滞留できる燃焼室			
を設置すること			
第7号口(3)			
外気と遮断された燃焼室を設置すること			
第7号口(4)			
燃焼室に助燃装置を設置すること			
第7号口(5)			
燃焼に必要な空気を供給できる設備を設けた燃焼室(供給空気量を			
調節する機能を有するもの)を設置すること			
第7号八			
燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること			
第7号二			
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200 以下に冷却で			
きる冷却設備を設置すること ^{注2}			
第7号亦	×		
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置			
を設置すること			
第7号へ			
 煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じない			
ようにすることができる排ガス処理設備(高度のばいじん除去機能を有			
するもの)を設置すること			
第7号ト	×		
排ガス中の 00 の濃度を連続的に測定・記録する装置を設置すること			
第7号チ	×		
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し			
設備・貯留設備を設置すること ^{注3}			
第7号リ			
ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備を設置すること			

- 注1 ガス化燃焼方式の焼却施設、処理能力が2t/h未満の焼却施設を除く。
- 注2 集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね200 以下に冷却できる場合を除く。
- 注3 ばいじん及び焼却灰を溶融・焼成により併せて処理する場合を除く。

(2) 維持管理基準 (廃掃則第4条の5第1項)

…適用、 …改正前の基準を適用、×…適用されず。

適用、改正前の基準を適用、×適用されず。			
	H9.11.30 以前に		H9.12.1 以後に
維持管理基準	 設置した施設		 設置した施設
	H14.11.30 まで	H14.12.1 から	
第 2 号 イ			
ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃			
棄物を均一に混合すること			
第2号口	×		
燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的			
に行うこと ^{注4}			
第2号八			
燃焼ガスの温度を 800 以上に保つこと			
第2号二			
焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること ^{注5}			
第2号亦			
運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上			
昇させること			
第2号へ			
運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高			
温に保ち燃焼し尽くすこと			
第2号ト			
燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること			
第2号チ	×		
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200 以下に冷却す			
ること ^{注6}			
第2号リ	×		
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること			
第2号又			
排ガス処理設備・冷却設備に体積したばいじんを除去すること			
第2号ル	×		
排ガス中の CO 濃度が 100ppm 以下になるように燃焼すること ^{注7}			
第2号ヲ	×		
排ガス中の CO 濃度を連続的に測定・記録すること			
第2号ワ	-	-	-
排ガス中の DXN 類濃度が一定濃度 ^{(3)参照} 以下となるように焼却するこ			
٤			

第2号力		
排ガス中の DXN 類濃度を年 1 回以上測定・記録すること		
第2号目		
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること		
第2号レ	×	
ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること		
第2号士		
火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消化設備を備えること		

- 注4 ガス化燃焼方式の焼却施設、処理能力が2t/h未満の焼却施設を除く。
- 注5 焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合を除く。
- 注6 集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね200 以下に冷却できる場合を除く。
- 注7 環境大臣が定める焼却施設(セメント焼成炉等)であって、排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に1回以上測定・記録するものを除く。